

日時 平成28年3月10日
13時30分～14時
場所 長崎タクシー会館4階

長崎県環境部廃棄物対策課長あいさつ
(略)

議事
～はじめに～

委員長 本日審議する申請について、当委員会では2回目の審議となります。前回1月6日に申請者を呼んで申請内容についての確認を行ってまいりましたが、その後、さらに追加して申請者から資料の提出を受けました。

各委員においては事前に目を通していただいているように、当委員会として意見書の案を作成しています。本日はこの案を土台に、私たち委員会の意見をまとめてまいりますのでよろしくお願いいたします。

～1. 本申請の計画地及びその周辺の現状と問題について～

委員長 それでは、具体的な意見を確認する前に、まず、計画地の周辺地域について確認いたします。

本申請の計画地及びその周辺の現状と問題、(1)現状 本申請の計画地である西海市西彼町鳥加郷371-5他7筆は西彼杵半島北東部に位置し、雨水及び最終処分場の浸透水は鳥加川を經由して閉鎖性水域である大村湾に達する。また、計画地の下流には住宅、公民館、田畑などの生活環境が存在している。計画地の一部である西海市西彼町鳥加郷371-17他3筆には申請者が平成3年に設置届を提出し、平成21年から埋立を開始した産業廃棄物最終処分場(安定型)が存在している。(2)問題 現状 から、当該地での申請に当たっては大村湾や下流の地域での生活環境の保全について適正な配慮がなされている必要がある。現状 の最終処分場において、平成26年7月3日に埋立範囲内に大量に雨水が流入したことにより産業廃棄物が流出した。申請者は再発防止策を施したが、翌年平成27年8月12日に再度、雨水の流入を原因として産業廃棄物が流出した。長崎県によると、この産業廃棄物の流出は最終処分場の維持管理の技術上の基準に違反することである。申請者はこの2回目の流出について、1回目とは異なる再発防止策を施している。生活環境の保全上関係がある西海市からは、えん堤や地盤の崩壊、あるいは降雨によって土砂や産業廃棄物が流出し、下流の地域での生活環境の保全について支障となる懸念があるから本申請の拡張計画を容認できないとする意見が提出された。

西海市西彼町鳥加郷に居住する住民をはじめとする利害関係を有する者である3個人、7団体から、下流の地域での生活環境の保全についての懸念を述べた意見書、また合計519名の署名がされた本申請の拡張計画を容認しないよう求める要望書が提出された。

廃棄物処理法でも我々は設置に関する計画、維持管理に関する計画が周辺地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされたものであるかどうか主眼を置いて意見をすることが求められていますから、周辺地域のことをよく考えた意見を出していきたいということでございます。

～ 2 . 委員会の意見 (1) について～

委員長 では、意見書案を見てまいりたいと思います。委員会の意見として(1)えん堤及び変更後の最終処分場の設置場所について、地盤を構成する片理岩の性状の詳細な調査・評価に基づく地盤の滑り防止措置が取られているか判断できない。

 これについて委員から意見ををお願いします。

委員 前回1月に業者から説明がありまして、前回以降もう一度資料も頂きました。今回の設計については設置場所の安定評価の根拠となるのは文献や地表踏査ですけど、特にこの場所は片岩、長期的安定の面から考えれば片岩の片理面の影響が懸念されます。それについては、例えば、コアホールカメラなどの確実な調査がされていない。それ以上の情報については十分に把握されているとは言いきれないと思います。

 また、コア写真には破碎的な箇所が見られていますが、場合によっては実際コアを取り出すときの作業に割れたものも考えられますが、それ以上の確認、調査をされていない。後で作業中に新たに発生したものであるという推測はしにくい。

～ 3 . 委員会の意見 (2) について～

委員長 委員会の意見(2)にまいります。えん堤の設置場所の地盤に関するボーリング調査において「ハンマー軽打によって片理に沿って割れる」と評価されている。このことは部分的に強度が低下している箇所があることを示唆しているが、えん堤の安定性を確保する対策が示されていない。

 これについて委員から意見ををお願いします。

委員 その点については先ほどの説明とも重複するのですが、コア写真、断面図、確認させていただきましたが、特にえん堤の真下にあるボーリング No.2 で実際に調査されていますけど、一部変色する箇所もありまして、おそらく風化、地下水とか他の原因で風化を受けている。また、申請書資料のp4-20、ボーリング柱状図で注釈がされていますが「ハンマー軽打によって片理に沿って割れる」と記述がある。つまり、強度は比較的低いという推測ができる。その上に永久的な構造物の安定性を考えた場合では、地盤改良をせずにそのままだと長期的な安定は懸念される。

～ 4 . 委員会の意見 (3) について～

委員長 委員会の意見(3)えん堤の崩壊を防ぐには雨水による侵食の防止が必要であるが、本申請で示された対策のみでは長期的に侵食を防止できるか疑問である。

 これについて委員から意見ををお願いします。

委員 今回、えん堤については特に遮水はされていない。十分とは言いきれない。また、えん堤の背面にある廃棄物層は直接接触するので、内部を通じてえん堤にまで雨水が届く可能性があります。特に大雨が何度も起きていますが、長期的に地下水の影響を受ける可能性がある。また、埋立が完了しないうちは表流水の影響が懸念される。

～ 5 . 委員会の意見 (4) について～

委員長 委員会の意見(4)本申請の最終処分場は、ジオテキスタイル補強土壁のえん堤を傾斜地に設置し、その背後に積上げるようにして廃棄物を留めるものであり、申

請者が同様の例を示すことができなかつたように、実績の無いタイプの最終処分場である。したがって、通常採用される評価方法に加えて、これらの特性に適した評価方法を追加して、えん堤、地盤及び廃棄物層の安定性を示すべきであるが、これが示されていない。

これについて委員から意見ををお願いします。

委員

ジオテキスタイル補強土壁工法なんですけど、もちろん他の場所での実績はあります。今回特に委員会のほうでは土えん堤として廃棄物最終処分場に使うという事例を示すよう依頼していましたが、申請者が同様の例を示すことができなかつたように、実績の無い種類の最終処分場であります。したがって、通常採用される評価方法だけでは足りてないと。

もう一点、さっきの(3)の意見にも関係しますが、けっこう雨が降る場所ですので、雨などで長期的な風化を受ける場合、こういう処分場は数年オーダーというわけではなく数十年あるいはもっと長い年月が考えられます。降雨の影響や長期的な風化を受けると、えん堤自体の強度、廃棄物層の強度がより弱くなる。廃棄物層全体がえん堤に与える圧力はもっと大きくなってくる可能性がある。

そういった場合にえん堤が万が一崩壊してしまった場合に流出する廃棄物の量も、強度が低下するにともないもっと量は増えて、多く流出する可能性が考えられます。

通常採用される評価方法に加えてどのような評価が必要であるかは、実績があれば参考にできましたけれど、実績が無い以上、申請者が十分合理的な評価を示すべきだが、示されていない。

～ 6 . 委員会の意見のまとめについて～

委員長

我々委員会の意見として(1)～(4)について委員からコメントいただきました。委員会としても異論はありませんので、少しまとめたいと思います。

(1)～(4)の以上のことから、設置場所及びえん堤の安全が十分に確保されているとは考えにくく、地盤の滑りまたはえん堤の崩壊が生じた場合は産業廃棄物が流出して、下流の地域の生活環境の保全や、閉鎖性水域である大村湾の環境に被害を与える可能性が否定できない。

また、申請者の以前からの問題として、申請者は現在の最終処分場において、平成26年、平成27年と2年続けて埋立範囲から産業廃棄物を流出させており、したがって、申請者が最終処分場の設置や維持管理を適正に行うことができるのか疑問であるといえます。

～ その他～

委員長

委員会としては、これまで委員の皆様からいただいた意見をまとめて県へ提出することになりますが、以降の修正作業は委員長の私に一任させてもらっていいでしょうか。

では、以上で本日予定されていた議事を終了します。